

令和7年分

公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について

「扶養親族等申告書」は所得税の課税対象となる方にお送りしています。

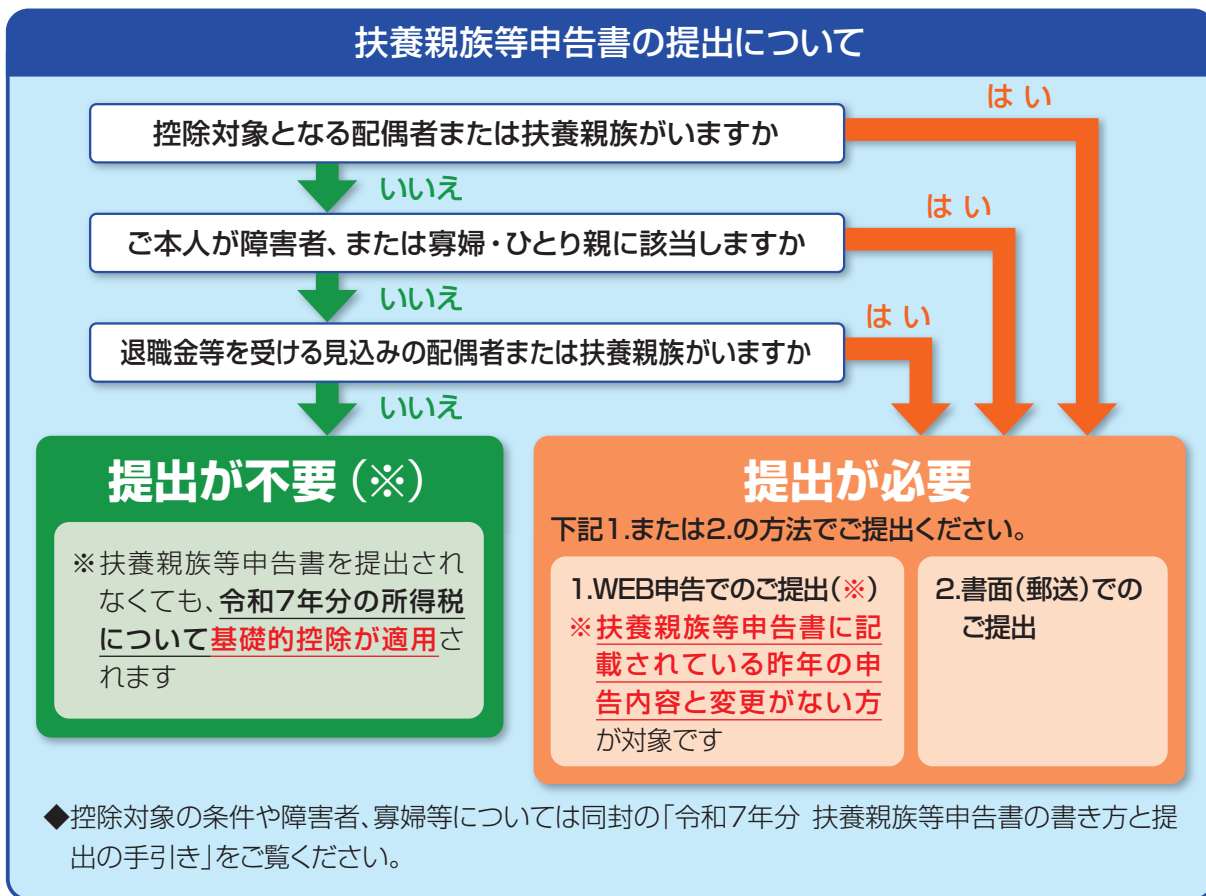
※8月5日現在の情報で作成しています。

「扶養親族等申告書」が同封されている方

- 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和7年中に支払われる年金の見込額が**次の金額以上の方**にお送りしています。

	年金を受けている方	年金の見込額
①	65歳未満の方 (昭和36年1月2日以後に生まれた方)	108万円
②	65歳以上の方 (昭和36年1月1日以前に生まれた方) で	
	◆老齢基礎年金の受給対象の方	80万円
	◆上記以外(退職年金、減額退職年金など)の方	158万円

■ 「扶養親族等申告書」の提出期限は、**令和6年10月31日(木)**です(厳守)。



「扶養親族等申告書」が同封されていない方

- 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和7年中に支払われる年金の見込額が**上記の①または②に掲げる金額未満の方**。
- **遺族や障害の年金を受けている方(非課税のため)**

扶養親族等申告書の発送直後は、電話が大変混み合います

お問合せの前に
こちらも
ご覧ください

同封の冊子

「令和7年分
扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」

KKR
ホームページ

ホーム ▶ 年金 ▶ よくある質問Q & A
▶ 年金を受給されている方向け ▶ 年金にかかる税金



「扶養親族等申告書」に関するよくある質問

質問

1

私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養親族等申告書」を連合会年金部へ提出する必要がありますか。また、提出しなかった場合はどうなるのですか。

答え

「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、提出していただくことになります。

質問

2

私は令和6年分の「扶養親族等申告書」を提出していないことが分かりました。今年送られてきた令和7年分の「扶養親族等申告書」に同封して提出してもよいですか。

答え

令和6年分の「扶養親族等申告書」を今回提出いただいても、当会年金部で手続きをすることができません。来年1月中旬以降に当会年金部から令和6年分の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りしますので、確定申告（還付申告）でご精算ください。

質問

3

私は昨年「扶養親族等申告書」を提出し、母を扶養親族として申告しています。今年母が他界し、他に扶養親族はいません。申告書はどのように提出すればよいのですか。

答え

令和7年から扶養親族がいなくなりますので、質問1と同様「扶養親族等申告書」の提出は不要です。提出の有無にかかわらず、ご自身の基礎的控除は適用されます。ただし、ご自身が障害者等に該当し、人的控除による所得控除の適用を受ける場合は、提出していただくことになります。

質問

4

WEBでの申告ができるのは、どのような場合ですか。

答え

昨年「扶養親族等申告書」を提出された方のうち、令和7年分の申告が「扶養親族等申告書」に記載の**前年の申告内容と変更がない方**は、WEBでの申告もできるようになりました。

※申告の際は、「扶養親族等申告書」に記載されているQRコードを読み取ることができるスマートフォンが必要となります。

※ご使用になるスマートフォンごとに動作環境が異なるため、電話でのWEB申告のお問合せには対応しておりません。WEBでの申告が難しい場合は、従来通り、「扶養親族等申告書」のご提出（郵送）をお願いいたします。

通知書等の

(再)発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください

「扶養親族等申告書」等の(再)発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)の専用電話**による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

なお、令和6年6月1日から同年10月10日の間は、**3**「扶養親族等申告書」の再発行につきましては、受付を停止しておりますので、ご了承ください。

自動音声受付サービス専用電話 **03-5212-2243**

(再)発行受付が
できる通知書等

1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
源泉徴収票

5
年金受給権者
受取機関変更届

～ ご利用方法 ～

- 1 03-5212-2243 (専用電話)**へおかけください。
- 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- (再)発行を申請する方の**基礎年金番号(数字10桁)**と生年月日**(西暦・数字8桁)**を登録(入力)してください。
- 「〇〇の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

- ・(再)発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- ・(再)発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- ・固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。